

平成 27 年(行)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準 備 書 面 (2)

2016 (平成28) 年 7 月 11 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A 2 係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男



同 二 関 辰 郎



同 古 本 晴 英



同 牧 田 潤 一 朗



同 出 口 か お り



同 藤 原 大 輔



第 1 はじめに

1 情報公開法 5 条各号の解釈

情報公開法 5 条各号の解釈に関する一般論及び本件文書を開示する公益性については、すでに、準備書面(1)で述べた。

前者につき簡単に要約すると、まず、同条各号の解釈に当たっては、いずれの場合も「原則開示の基本的枠組み」を大前提として踏まえる必要がある。

そのうえで、同条 3 号について言えば、公にすることにより不利益が生ずる「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるというためには、行政機関側が、行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性（本件文書を開示することの公益性については、原告準備書面(1)第 6 で述べた。）を上回ることにつき合理的根拠を示す必要がある。

また、同条 5 号については、同号で示されているそれぞれの支障に「不当に」という要件が付加されていることから、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得えない程度のものであることが必要であり、かつ、それが生ずる「おそれ」も、単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならない。

さらに、同条 6 号の解釈においても、事務事業の遂行に支障を及ぼす「おそれ」があるというためには、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、行政機関側が明らかにしなければならない。

2 被告主張の誤り

被告は、準備書面(2)において、本件文書1の各不開示部分に関する不開示事由該当性について主張しているが、前項で指摘した観点からは、その主張は極めて不十分で、不開示事由該当性があると判断することは到底できない。

個々の主張に対しては、本準備書面「第3」で個別に反論を行うが、先にいくつか典型的な反論を述べておく。

まず、被告の主張は、総じて事実主張が十分でなく、開示できない理由、根拠が極めて抽象的である。この点、具体的な根拠事実の示し方、具体的な根拠の判断方法につき、原告が準備書面(1)で引用した2014年日韓会談高裁判決の5条3号の適用例が参考になるので、これについて次項で詳述する。

次に、本件における当初の部分開示決定（甲2）の段階では、5条3号が規定する三つの類型の支障のうち、「国の安全が害されるおそれ」は、不開示理由として挙げられていなかった。ところが、今般の被告主張では、三類型のいずれにも該当する旨の主張がなされている。5条6号に該当するなどという理由も当初の開示決定にはなかったが、今回加えられた。原告は、訴訟係属後の理由追加が許されないと主張するものではないが、そもそも決定時に行政機関が不開示事由にしなかった事情を今さら持ち出しても説得力を持つはずがなく、このこと自体が被告の主張に合理性が乏しいことを示している。

ほかにも、被告は、5条5号該当性の主張において、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたも

の」と、全く同じ主張を何度も繰り返している。情報公開法1条やアカウンタビリティの理念そのものに反する「公にしないことを前提とした（意見交換）」などという特別な事情があるのだとしたら、その事情を具体的に主張すべきであるし、そもそも、不開示部分の記載内容が異なるのに、同じ理由しか挙げられないこと自体、理由が抽象的で、具体的な内実が備わっていないこと、したがって不開示を正当化する十分な根拠たりえていないことを意味している。また、例えば、「将来的に類似の事案が発生した場合」との主張も繰り返し出てくるが、何をもって「類似」というのかは何も説明がない。そのため、「イラク戦争への関与という特殊な事案に類似の事案が発生することなどおよそ考え難い」という批判が可能である

次項で見るように、2014年日韓会談高裁判決は、5条3号の判断において、はじめから行政機関の長の立場に立って検討するのではなく、裁判所自身の立場において蓋然性の判断を行い、その結果として行政機関の長による判断も相当性を満たしているという判断手法を採用している。裁判所におかれては、大部になった被告の主張を漫然と鵜呑みにすることなく、被告の主張を厳格に検討されたい。

第2 2014年日韓会談高裁判決の具体的判断手法の斟酌

準備書面(1)においては、情報公開法5条3号の解釈の一般論に関して2014年日韓会談高裁判決の判断を参考にすべきことを述べたが、同判決の各論における具体的判断手法も参考にすべきである。

同判決は、不開示部分にどのような情報が記載されているかを相当具体的に特定したうえで、5条3号にいう「他国」について具体的国

名をあげ、それらの国による過去の実際の言動に照らして、「交渉上不利益を被ることとなる蓋然性」を裁判所自らが判断しているという特徴を有している。

ここでは、5条3号に含まれる「おそれ」の三類型のうち、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」への該当性判断を2014年日韓会談高裁判決が行った例として、同判決第3, 4(1)（同判決による各論的判断のうち最初のもの）をとりあげる。

同判決によれば、この例における対象文書は、「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打ち合わせ」と題する文化財問題に関する文書であり、同文書中の「宮内庁書陵部の総監本〔二代目韓国総監の名前〕本の調査結果」と題する表中の数字が黒塗りであった。この文書ないし記載事項について、2014年日韓会談高裁判決は、韓国総督府の蔵書のうち初代韓国総監が日本に持参した書籍につき、朝鮮史の権威である専門家に書籍の希少価値の調査を依頼し、2名の専門家が希少本であると評価した書籍の部数及び冊数等の情報が黒塗り部分に記載されていることを詳細に認定している。

また、同判決は、文化財に関する韓国と日本、北朝鮮と日本との関係について、「第3、2 判断の前提として認められる事実」中に

「(3) 文化財問題について」という独立した項目を設け、そこにおいて、たとえば、「韓国は、日韓交渉の当初から日本所在の朝鮮半島由来の文化財の返還要求を請求権問題の重要な交渉事項の1つと位置付け」ていたことや、北朝鮮との関連では、「平成14年9月17日の日朝平壤宣言で、今後行われる国交正常化交渉における協議事項の1つとして文化財問題を掲げ、その後に行われた日朝国交正常化のための実務者協議においても文化財問題は話題とされている（乙A501）。

また、北朝鮮の労働新聞（平成23年2月7日付け）は、日本は、朝鮮統治時代に民族の貴重な財宝である文化財を手当たり次第に破壊し略奪した、日本に存在する朝鮮半島由来の文化財は数十万点に及ぶ、日本は略奪した文化財を全て返還すべきである等と主張しているなど（乙A491の1，同号証の2）、我が国に存在する朝鮮半島由来の文化財に対して強い関心とこれが返還されるべきものとの強い意識を有しており、我が国に存在する同文化財に関する入手可能な公開情報を収集しようとしている（乙A527，証人A3）」といった点を指摘し、韓国や北朝鮮の文化財問題に関する姿勢を具体的かつ詳細に認定している。

そのうえで、同判決は、不開示情報該当性につき、「北朝鮮及び韓国は、我が国との間に存在する長い歴史的経緯及び事象を踏まえ、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが想定され、韓国も今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性がある。」等の判断したうえで、黒塗り部分に記載されている冊数について、「希少本... と評価された書籍は数が比較的限られていること〔を〕推認」等し、「上記各係争情報が公になれば、総監本及び〔二代目韓国総監の名前〕本のうち外務省の調査において希少本と評価された書籍の正確な部数及び冊数が北朝鮮や韓国に知られることとなり、北朝鮮及び韓国は、我が国との交渉にあたり、我が国に対し、総監本及び〔二代目韓国総監の名前〕本のうち外務省の調査において希少本と評価された書籍を明確に特定し、かつ、これを引き渡

すことを求めることになる可能性が十分に考えられるほか、これまで韓国に贈与した書籍の選定の仕方について非難するなど、我が国との交渉を自らに有利に進めるための材料とすることが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を被ることとなる蓋然性があるというべきである」と判断し、「したがって、上記各係争情報は、公にすることにより、我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報というべき」と結論づけているのである。

最終的に外務大臣の判断を是とした結論自体の当否は措くとしても、2014年日韓会談高裁判決の判断手法は重要な意義を有する。すなわち、同判決は、不開示部分にどのような情報が記載されているかを相当具体的に特定したうえで、「他国」についても具体的国名をあげて特定のうえ、それらの国による過去の実際の言動に照らして、不開示部分の情報が開示された場合に将来どのような主張を日本に対して行ってくるかを検討し、裁判所自身が、「交渉上不利益を被ることとなる蓋然性があるというべき」と判断している。そして、その判断の帰結として、「我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある」と結論づけている。

つまり、最初から行政機関の長の立場に立って判断するのではなく、裁判所自身の立場において蓋然性の判断を行い、その論理的帰結として行政機関の長による判断の相当性を是認しているのである。

このような2014年日韓会談高裁判決が採用した判断の枠組みは、本件訴訟においても踏襲されるべきである。

第3 不開示事由該当性についての具体的な反論

以下では、本件文書1の各不開示部分に関する個々の被告主張（被告準備書面(2)6ページ以下）に対し、各論として具体的に反論を加える。

1 「準備書面(2)第3、1」について

(1) 記載内容について

被告は、「本件文書1の1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分」には、「外務省において実施された対イラク武力行使に関する我が国の対応に係る検証（以下「本件検証」という。）を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数及び標目等が記載されている」と説明した上で、3号、6号に該当すると指摘している。

しかし、被告は、各種資料の「数及び標目等」（下線は原告代理人）が記載されているとするだけで、「数」と「標目」以外に何が記載されているのか明らかにしていない。この不明な部分が不開示事由該当性の評価・判断に影響している可能性があるため、原告が有効に反論を行えるよう、被告に対し、「数」「標目」以外に具体的に何が記載されているのか明らかにするよう求める。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「公にすることにより、我が国政府の対イラク武力行使の問題に係る関心事項を推察することが可能となる」と主張するが、そもそも仮にあるテーマに関するある時点における国の「関心事項

を推察」できたとしても、そのことが、3号の「おそれ」につながるとする被告の主張には飛躍があり、不開示を正当化する合理的根拠があるとは言えない。その点を措くとしても、報告書本文や資料の具体的名称や内容を離れて、資料の数と標目だけから「関心事項」が把握できることはない。しかも、「関心事項」が記載されているわけではなく、それを「推察」することが可能になるというだけである。

また、「いかなる種類、性質の資料をいかなる数収集したかなどといったことが明らかとなって我が国政府の情報収集能力（関係各国等の情報収集先を含む）が明らかとなる」とも主張する。しかし、ここに記載されているのは、外務省が収集した資料の全てではない。検証を行うに当たって外務省が「参考にした」資料に過ぎない。しかも、入手経過や入手方法、さらにはここで挙げられているものが収集した資料の全てなのか一部なのか、一部だとしてどのように選別した一部なのか記載されているわけでない。したがって、種類、性質、数を明らかにすることが直ちに政府の情報収集能力を明らかにすることにはならない。仮に、例えば、政府の情報処理能力を推測しうる通常収集が困難な資料、稀有な資料があるのであれば、それを特定して不開示事由を主張すべきであり、参考にした資料の数や標目だけで情報収集能力が推察できたとしても、極めて抽象的なものに留まり、不開示事由を基礎づける事情にはならない。

次に、「検討・意思決定の前提となる資料が明らかになることにより対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなる」との主張も同様である。参考にした資料の数と標目だけ

で、検討・意思決定の過程の概略が明らかになるなどいうことは通常あり得ないのであり、このような抽象的なおそれを言うのではなく、いかなる資料を明らかにすると、どのように検討・意思決定過程が明らかになるのか具体的に主張すべきである。

さらに、被告は、参考資料3については、「関係各国等の高官に係る記載も含まれており、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある」とも主張するが、「関係各国等」の「等」に何が含まれるのか不明であるし、「高官に係る記載」が「ある」と指摘するだけで、「係る」の意味も不明であるし、高官に「係る」記載があると、なぜ当該他国等と信頼関係が損なわれるのか理由は述べられておらず、不明である。

以上のとおり、被告は、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示したとは到底言えない。

(3) 6号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報についても、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として作成されたものであることから、その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずる」と述べる。

しかしまず、何をもって「非公開を前提として作成されたもの」

とするのか根拠が明らかでない。「外交政策を検討」する中で作成した文書がすべて非公開を前提として作成したことになれば、情報公開法1条の趣旨と真っ向から抵触し極めて不当であるから、被告としてもそのような主張を行う趣旨ではないであろう。被告は、何をもって「非公開を前提として作成されたもの」と主張するのか、該当文書作成時に「非公開を前提」としていたことを示す具体的根拠を明らかにされたい。また、「非公開の前提」が仮に存在したとしても、それを理由としてただちに文書の不開示が正当化可能となると、同様に情報公開法の趣旨に真っ向から抵触することになる。それゆえ、「非公開を前提」としていたことを示すのみならず、被告は、「非公開を前提」としなければ該当する文書の作成ができなかったことなど、非公開約束を正当化する根拠もあわせて示すべきである。

さらに言えば、公務員である外務省の担当者らが、資料の標目を開示することによって、「同種資料を作成すること〔を〕躊躇」するなどという事態は現実問題として考え難いし、仮にそのような実態があるとすれば、それ自体が問題なのであるから、このような事情を考慮すべきでない。

「我が国の関心事項や情報収集能力、検討及び意思決定の過程が明らかになる」との主張の誤りについては、前項で3号該当性に関して述べた批判があてはまる。

以上のように、被告は、抽象的に「支障」を挙げるだけで、法的保護に値する程度の蓋然性を何ら示していない。

2 「準備書面(2)第3、2」について

(1) 記載内容

被告は、本件文書1の1ページ脚注3行目から6行目までの不開示部分には、「本件文書1を作成するに当たり外務省が実施したインタビューの対象者に関する情報が記載されている」と説明している。

しかし、「インタビュー対象者に関する情報」では、そもそも個人が特定されるのか否かもわからない。インタビュー対象者が公務員か否かもわからない。しかも、「関する」というだけでは具体性を欠き、どのような情報を意味しているのかが不明である。

被告は、「インタビュー対象者」がいかなる属性のどのような人物で、「関する」というのはいかなる意味で関係しているのかを明らかにされたい。

(2) 5号に該当しないこと

被告は、「非公開を前提に実施されたインタビューの対象者に関する情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけが行われるおそれがある」と主張する。しかし、「不当」とは何か、「不当な働きかけ」とはいかなる事態を想定しているのか、いずれも不明である。本件検証に関する情報を得ようとするメディア関係者などが、インタビュー対象者に接触することは不当なことでも何でもない。仮にそのような申出があっても、インタビュー対象者が返答したくない場合、それを強制されることもない。人物が特定されることから直ちに「不当な」働きかけが行われる「おそれ」があるという説明

には飛躍があり、極めて抽象的な「想像」に過ぎない。

したがって、「今後、何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者がいずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり」という主張も杞憂であり、これをもって、今後の政府部内での協議、検討、検証等において率直な意見交換等の中立性が損なわれるおそれがあるということとはできず、結局、被告は、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

(3) 6号に該当しないこと

被告は、「非公開を前提として実施されたインタビューの対象者に関するものであることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととな(る)」と主張する。

しかし、「非公開を前提とし〔た〕」とする点については、上記1で述べたことと同様の反論が可能である。

「インタビュー対象者に関するもの」とは、抽象的過ぎて、具体的にどのような情報であるか不明であるし、インタビュー対象者に関する情報が明らかになることが、直ちに事情聴取や意見交換ができなくなる事態を生起させるものではなく、そのおそれは極めて抽象的なものに過ぎず、被告は、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

3 「被告準備書面(2)第3、3」について

(1) 記載内容について

被告は、本件文書1の2ページ1行目から11行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分には、「イラク戦争の経緯に係る記述であって、『湾岸戦争』、『大量破壊兵器の隠匿』及び『2001年以降の展開』の各項目ごとに、本件検証を行う上での前提となるイラク情勢に関する事実関係を整理したものである。具体的には、1991年3月3日の停戦合意後のイラクの大量破壊兵器の問題をめぐるイラクと国連機関等とのやり取り、2001年1月の米国におけるブッシュ政権成立以降、対イラク武力行使に至るまでの経緯・背景等について記載されている」とし、この三つの項目の記載全てを不開示にしている。

しかし、本件文書を要約した「報告の主なポイント」(甲4の2)にも、「<経緯>」が三つに区分して記載されており(同1枚目)、少なくともこれらと重複する部分を不開示にする理由は全くない。

さらに、外務省のウェブサイトでは、「イラクを巡る情勢の経緯」がまとめられており(甲6)、「平成16年版外交青書」(甲7)や平成16年4月に発行された「日本の軍縮・不拡散外交」(甲8)などにも、イラク戦争の経緯を外務省がまとめている。外務省が部分開示した本件文書(甲5)からすると、本件不開示部分はおおよそ2頁に相当する分量である。それに対し、ここに挙げた公表資料の該当部分の方が、明らかに分量が多く、本件不開示部分の記載の大部分は、すでに公にされている資料と重複しているであろうことが合理的に推測できる。したがって、本件記載部分の全てを不開示にする

ことなど許されないのであり、被告は、すでに公にされている箇所を区分して、少なくともその部分はすぐに開示すべきである。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、当該部分は「事実関係を整理したもの」ではあるが、「政策決定過程に関する検証を行うことを目的とした取捨選択を経たものである」として、「公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる」と主張する。しかし、そもそも、あるテーマについてのある時点における国の機関による情報収集・分析能力等を推察できたからといって、そのことがただちに3号の「おそれ」につながるとする主張には飛躍があるうえ、その点を措くといしても、前項で触れたとおり、外務省が部分開示した本件文書（甲5）によると、当該記載部分は、2頁程度の分量に過ぎない。扱う主題の大きさと比較し、この程度の分量の内容で、国が行う「情報収集・分析能力等を推察」することなど到底不可能である。この程度の分量の内容で、推察するとしたら、それは単なる「想像」というべきものであり、とても合理的な「推察」とは言えない。したがって、不開示事由としての他国との交渉上不利益を被るおそれ等を判断する基礎になるものではない。

また、被告は、「我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになり、報告書の具体的な内容に関して類推することが可能となる」とも言う。しかし、当該記載部分は、事実整理をした部分というのであるから、「重要視した視点、論点、関心事項等」が分かっても、それをどのように評価したのかは記載されていないことになる。その事実整理だけから、「報告書の具体的な内容を類推すること」など不可能である。仮にこれを読んだ者が、

類推しようとしても、その評価方法は独自の手法にならざるを得ないのであり、このような場合を「類推」とは言わない。

さらに、被告は、当該不開示部分には、「関係各国の対外政策やイラク情勢をめぐる関係各国の立場」に関する言及も含まれているので、「当該情報を公にすれば関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある」とも主張するが、関係各国の対外政策や立場に言及するだけで、その国との信頼関係が損なわれるなどとは考え難い。仮にそのような事態が生じるとしたら、それは、関係各国の対外政策や立場に言及した内容が、一般には想定したがい特異な評価等を含む場合かもしれないが、そうであればその事情を被告は具体的に主張すべきである。一般論として対外政策や立場に言及することで信頼関係が損なわれるなどということは到底言えない。

以上のとおり、被告は、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を何ら示していない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる」と主張する。

しかし、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」と主張するのか具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。単に、外務省内での検討過程を経たこと

をもってこのような説明をしているとすれば、行政庁内で作成された文書のほとんどが同号で不開示とできることになり、同号の不当な拡大解釈である。この点については、上記1で詳述したとおりである。

結局、被告は、「おそれ」につき、法的保護に値する蓋然性を何ら明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

ここでも被告は、「我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけではなく、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになることから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、上記(2)で述べたことと同様、そもそもの論理に飛躍があるうえ、扱う主題の大きさと比較し、この程度の分量の内容で、国が行う「情報収集・分析能力等を推察」することなど到底不可能である。想像力たくましく推測したとしても、評価ではなく整理した事実関係に関する記載だけで推測できる「重要視した視点、論点、関心事項等」が、「我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれ」など、極めて限定的で、かつ抽象的のものであり、不開示事由に該当するものではない。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係

で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。この点については、前述のとおり、2014年日韓会談高裁判決は「他国」について具体的国名をあげて特定のうえ、それらの国による過去の実際の言動に照らして、不開示部分の情報が開示された場合に将来どのような主張を日本に対して行ってくるかを検討していることを留意すべきであり、現状の被告主張のような抽象的な主張だけで3号該当性を認めることは到底できない。

すなわち、ここでも被告は、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

4 「準備書面(2)第3、4」(「国際社会の情勢」に係る不開示部分)について

(1) 記載内容について

被告は、「当該不開示部分は、イラク情勢に関する国際社会の動きに係る記述であって、対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった関係国・地域の政治情勢、安全保障関連情勢に関する我が国の分析・評価等が記載されている」とするが、次項以下で述べるように不開示事由に該当するとの主張は誤りである。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、まず、「公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる」と主張する、しかし、あるテーマに関するある時点での日本の情報収集・分析能力を推察できたか

らといって、3号の「おそれ」にただちにつながるものではない。え、「国際社会の情勢」という大きな主題について、わずか1頁程度（甲5）にまとめた内容から、「情報収集・分析能力等」を推察することなど不可能である。仮にあったとしても合理的な推察とは到底いえず不開示事由の判断に際し考慮できる事項ではない。

次に、被告は、「外務省が当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に焦点を当てていたかが明らかになるため、大量破壊兵器の問題等のイラク情勢をめぐる当時の我が国の検討の視点や関心の対象、及びこれらの国・地域の情勢が我が国の政策決定に与えた影響等を推察することができる」ため、「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要がある場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」などと主張するが、日本及び外務省が「どの国・地域」（「側面」は趣旨が不明）に焦点を当てていたかという事情だけで、「我が国の今後の対応等を正確に予測」することなど到底考えられないし、「自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能」とも考えられない。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。なお、この点については、2014年日韓会談高裁判決の判

断手法が踏襲されるべきである（以後の同様の主張では重複を避けるべく2014年日韓会談高裁判決への言及は省略するが、同じ主張が妥当する。）。

さらに、被告は、「当該不開示部分に係る情報には関係国の対外政策に関する我が国政府の率直な分析・評価についての言及も含まれている」ことから、「関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と主張する。しかし、関係国の対外政策に関する分析・評価に言及するだけで、その国との信頼関係が損なわれるなどとは考え難い。仮にそのような事態が生じるとしたら、それは、関係国の対外政策に言及した内容が、一般には想定したがい特異な評価等を含む場合であろうが、そうであればその事情を具体的に主張すべきである。一般論として対外政策に関する分析・評価に言及することで信頼関係が損なわれるなどとは到底言えない。

以上のとおり、被告は、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠をなんら示していない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」と主張するのか具体的説明がなく、このような意見交換が行われた

ことの具体的説明もない。単に、外務省内での検討過程を経たことをもってこのような説明をしているとすれば、行政庁内で作成された文書のほとんどが同号で不開示とできることになり、同号の不当な拡大解釈である。この点はすでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張したとおりである。

したがって、「おそれ」につき、被告は何ら法的保護に値する蓋然性を明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、イラク情勢をめぐる我が国の検討の視点や関心の対象等が明らかになる」とし、それ故、将来的に類似の事案が発生した場合、「関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、すでに述べたように、ここに記載されているのは、「国際社会の情勢」という大きな主題について、わずか1頁程度にまとめた内容である。仮に、これによって、「イラク情勢をめぐる我が国の検討の視点や関心の対象等が明らかになる」としても極めて限定的で、かつ、抽象的なものであり、これらによって日本の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすなどということはおよそ想定困難である。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係

で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

すなわち、「おそれ」があるという被告の主張はきわめて抽象的で、法的保護に値する相当程度の蓋然性を何ら明らかにしていない。

5 「準備書面(2)第3、5」(「日本の状況」に係る不開示部分)について

(1) 記載内容について

被告は、「当該不開示部分には、対イラク武力行使前後の我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢について記載されている」と説明し、全ての記載を不開示にしている。

しかし、本件文書を要約した「報告の主なポイント」(甲4の2)にも、「<我が国の外交努力>」として、1頁分以上の記述がある。他方、本件記述部分は、およそ10行程度の分量である。したがって、本件の「外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢」の記述の大半は、すでに要約の中で明らかにされていると考えるのが合理的であり、その要約と重複する部分を不開示する理由は全くないのであり、被告は、すでに公にされている箇所を区分して、少なくともその部分はすぐに開示すべきである。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「当時の我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係るもののうち本件検証の前提となるべきものを挙げた記述であり、公にすることにより、外交及び安全保障関係における我が国の

関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることが可能となる。よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある」と主張する。

しかし、仮にあるテーマに関するある時点における国の「関心事項等が明らか」になったとしても、そのことが、3号の「おそれ」につながるとする被告の主張には飛躍があり、不開示を正当化する合理的根拠があるとは言えない。その点を措くとしても、前項で指摘したとおり、この部分の記載はわずか10行程度の分量である。これによって「外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項」を推測するのは困難である。仮に推測したとしても、この10行程度の記載で推測できる事項で「関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いる」ということは考え難く、したがって、「他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある」という主張も極めて抽象的なもので、不開示事由に該当するとは言えない。

したがって、被告は、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠を示しているとは到底いえない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提と

した外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」と主張するのか具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。単に、外務省内での検討過程を経たことをもってこのような説明をしているとすれば、行政庁内で作成された文書のほとんどが同号で不開示とできることになり、同号の不当な拡大解釈である。この点はすでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張したとおりである。

したがって、「おそれ」につき、被告は何ら法的保護に値する蓋然性を明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、繰り返し述べるが、この部分の記載は、「日本の状況」と題した、わずか10行程度の記述である。これをもって、「我が国の今後の対応を推察することが可能」となり、「我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」としても、極めて抽象的な支

障に過ぎないことは明らかであり、不開示事由に該当するとはいえない。

すなわち、ここでも、被告の主張はきわめて抽象的で、法的保護に値する相当程度の蓋然性を何ら明らかにしていない。

6 「準備書面(2)第3、6」(「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示部分)について

(1) 記載内容について

被告は、この不開示部分につき「2002年初めから2003年3月に至るまでの、我が国政府内での検討過程及び外交努力についての記述であり、具体的には、イラク情勢の高まりを受けて、同情勢に対応するため、外務省内でどのような体制が生まれ、どのような情報収集・分析・検討が行われたか、政府部内でどのような協議が行われたか、我が国と関係国との間でどのようなやり取りが行われたか、いかなる判断の下で対イラク武力行使支持の政策決定が行われたか等に関する、具体的かつ詳細な内容が記載されている」として、全ての記載を不開示にしている。

しかし、本件文書を要約した「報告の主なポイント」(甲4の2)にも、「2002年初めから2003年3月に至るまでの、我が国政府内での検討過程及び外交努力」についての記述がある(同1, 2枚目)。その内容を見ると、外務省内の「体制」以下、被告が主張する記載内容は、すべてこの要約の中にも登場している。したがって、要約と重複する部分を不開示にする理由は全くないのであり、被告は、すでに公にされている箇所を区分して、少なくともその部

分はすぐに開示すべきである。

また、イラク戦争に至るこの時期に、外務省関係者が、どの国とどのような会談を行ったか等の事実については、外務省は、本件報告書とは別途、ウェブサイト上でその詳細を明らかにしている（甲9「日本の外交努力」）。これらの記述と、本件の記述部分は、常識的に考えて大部分が重複するものと考えられる。したがって、かかる意味でも本件の記述部分を不開示にする理由はない。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、まず「公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる」と主張するが、仮にあるテーマに関するある時点における国の「情報収集・分析能力等を推察」できたとしても、そのことが、3号の「おそれ」につながるとする被告の主張には飛躍があり、不開示を正当化する合理的根拠があるとは言えない。その点を措くとしても、この程度の分量の記載で「我が国の情報収集・分析能力」を推測するとしても、到底精度の高い「推測」にはなりえない。また、「外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項が明らかとなる」とも主張するが、同じく、関心事項や考慮している事項として明らかになる内容もたかが知れている。したがって、将来的に類似の事案が発生した場合でも、「関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測」すること、「自国を利する形での効果的な外交活動を行うこと」など到底困難であるし、関係国が「自国を利するための参考となり得る情報を与える」としても、これによって「これら他国との交渉上不利益を被るおそれ」「我が国の安全が害さ

れるおそれ」も極めて抽象的な「おそれ」で、不開示事由にはなりえない。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

さらに被告は、「関係国との必ずしも公になることを前提としない個別具体的なやり取りを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある」とも主張しているが、これも、「必ずしも公になることを前提としない」という被告の主張に表れているように、信頼関係が損なわれる事態が生じるのは極めて抽象的なおそれに過ぎず、不開示事由に該当するものではない。

以上のとおり、被告は、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠をなんら示していない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」

と主張するのか具体的説明がないなど、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

したがって、「おそれ」があることにつき、被告は何ら法的保護に値する蓋然性を明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生した場合において、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、「我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項」が明らかになる程度で、「我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれ」が生じるとは考え難いし、仮にあるとしても、極めて抽象的なおそれに過ぎず、不開示事由に該当するとはいえない。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

すなわち、被告の主張はきわめて抽象的で、法的保護に値する相

当程度の蓋然性を何ら明らかにしていない。

7 「準備書面(2)第3、7」(「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」に係る不開示部分)について

(1) 記載内容について

被告は、「我が国による情報収集についての検証に関する記述であり、収集した情報の種類、主要な情報収集先、政策決定を行うに当たりどのような情報を収集しようとしたか等についての詳細な検証結果が記載されている」と説明する。

(2) 3号に該当しないこと

本報告書は、多数の関連書類を基礎に調査・分析し、検討した結果をまとめたものであり、数ページ程度の文章にまとめられただけであるから、個別の書類に記載された具体的な情報そのものでなく、抽象化し、全体的に包括した記述がなされているものである。このような包括的・抽象的な記述全てが、「情報収集についての具体的方法や内容に係る記述」であるとは、とても考えられない。

また、情報収集についての具体的方法や内容が公開されていることもある。例えば、報告書の概要(甲4の2)の最終ページには、「当時の情報源のほとんどが各国政府及び国際機関関係者であったと見受けられることに鑑み、国内外の専門家の意見や分析を一層活用すること」と書かれ、かつ、各国政府についても、同ページに「米国」「英、仏、独、イラク、イラク周辺国等」と書かれており、国際機関も国連を指すことは明らかであるから、少なくとも主要な情報収集先については、秘匿する必要性がない。

加えて、「情報収集についての具体的方法や内容に係る記述」を「公にすることにより、我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力、情報収集先・情報源等が明らかとなる」との被告の説明も極めて抽象的である。

例えばイラク戦争を対象に情報収集すること自体は公開して差支えない事柄であり、情報収集先や情報源も上記のとおり主要な情報収集先は明らかにされていることからすれば、これらの情報を明らかにすると「安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、国の安全が害されるおそれがある」とは到底言えない。

結局、この項目に関する被告の不開示理由の説明は、そもそも5条3号に該当するおそれがそもそもないか、極めて抽象的であって、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠が示されているとは到底いえない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」とも説明するが、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」かの具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

このような曖昧かつ抽象的な被告の説明では、5号に該当する

「不当」な「おそれ」がそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

6号該当性について、被告が主張する「支障」とは、「我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある」という「我が国の外交事務」及び「情報収集事務」への支障である。

しかし、前述のとおり、情報収集についての具体的方法や内容が公開されていることもあるし、主要な情報収集先もすでに公表されているが、外交事務等への支障は生じていない。

加えて、同じく外交及び安全保障に関する問題である尖閣諸島問題については、政府が国家安全保障会議で協議した議題、方針、情報交換の相手方まで具体的に新聞で報道されているが（甲10）、これにより外交事務等に支障が生じたこともない。これは一例であるが、尖閣諸島問題は、単に外交及び安全保障に関する問題というだけでなく、領土問題であって、各国家の歴史観や国民感情などもかわる極めてセンシティブな問題であるが、そのような問題でも特に支障は生じていないのである。

結局、被告の説明は、抽象的であり、このような説明で「支障」があるとはとても認められず、被告は、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

8 「準備書面(2)第3、8」(「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」に係る不開示部分)について

(1) 記載内容の説明

この部分について、被告は、A4で1枚にも満たない分量の記載であるにもかかわらず、「対イラク武力行使をめぐるイラク情勢に関して収集された情報の分析、及び分析結果の共有等についての詳細な検証結果が記載されている」と説明する。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、この部分を開示すると、「我が国による国際情勢の分析の方途・能力が明らかになる」等と述べて、「他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある」と説明する。

しかし、外務省ウェブサイト「イラクを巡る情勢の経緯」(甲6)には、この不開示部分の記載分量以上に、イラクを巡る情勢の経緯が説明されている。加えて、「日本の外交努力」(甲9)というページには、日本が、イラク問題の平和的解決のためにいかなる外交努力を行ったかが具体的に記載されている。

被告の主張からすると、外務省ウェブサイトのこれらの記載も、「関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」情報に当たるといえることになるのではないか。そのくらい、被告が主張するおそれは抽象的なものであり、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、

開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠示されているとは到底いえない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」とも説明するが、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」かの具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

このような曖昧かつ抽象的な被告の説明では、5号に該当する「不当」な「おそれ」がそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

6号該当性について、被告が主張する「支障」は、「将来的に類似の事案が発生した場合において、我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど」という「我が国の今後の外交交渉事務」への「支障」であるが、この説明は全く抽象的で、名目的なものである。他国が「我が国の今後の対応を推察するための参考とする」ことが「我が国の今後の外交交渉事務」の支障になるというのであれば、少なくとも日本では外交及び安全保障関係における関心事項や考慮事項等を全く公開しないということになるが、実際はそのようなことはない。

例えば、同じく外交及び安全保障に関する問題にあたる尖閣諸島

問題については、政府が国家安全保障会議で協議した議題、方針、情報交換の相手方などが新聞報道されている（甲10）。この点はすでに上記7で論じた。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

このように、被告の「支障」の説明自体、抽象的かつ名目的であり、被告は、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

9 「準備書面(2)第3、9」（「検討・意思決定プロセス」に係る不開示部分）について

(1) 記載内容の説明

被告は、この部分は、「対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定プロセスについての記述」であり、「外務省内及び政府部内でどのような手続を経て対イラク武力行使をめぐる政策検討及び意思決定がなされていたのか等についての検証結果」が記載されていると説明する。

(2) 3号に該当しないこと

被告の説明によると、「政府部内における政策検討・意思決定プロ

セスの具体的な内容に関する記述及びその検討・意思決定プロセスにおいて考慮された事項等に係る具体的な記述」を公にすると、「我が国による国際情勢の分析の方途・能力が明らかになる」等と述べて、「他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある」という。

しかし、「政府部内における政策検討・意思決定プロセスの具体的な内容に関する記述及びその検討・意思決定プロセスにおいて考慮された事項等に係る具体的な記述」は、前述の新聞記事（甲10）のように詳細に書かれることがあり、またイラク戦争に関しては、「55人が語るイラク戦争」の『日本の「決断」』部分（甲11）でも、石破茂防衛庁長官（当時）が閣僚懇談会の場でイラク戦争支持の是非を議論したことはないと述べていることや、複数の政府関係者も議論をしたことがないと話したこと、元外務事務次官の谷内正太郎内閣官房副長官補（当時）の話として、湾岸戦争時の武力行使容認決議があれば、新たな決議がなくても武力行使が正当化できると日本政府が主張したことや、広く閣僚らの意見を募って議論するという発想が小泉首相（当時）にはなかったことなど、具体的に書かれている。

当該不開示部分の分量が半ページもないことからすると、この部分に、前述の書籍等で具体的に書かれた情報以上に詳細な情報が本当に書かれているのか、大いに疑問である。

すなわち、この部分についても、被告の3号該当性の主張は、新聞記事や書籍に書かれる情報すら3号を理由に不開示となりかねないほどに抽象的なものであって、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえ

で、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることに
つき合理的な根拠示されたとは到底言えない。

諸外国の例を見ると、オランダはイラク戦争への政治的支持に至
るプロセスについて、調査委員会を組織し、調査結果として551
頁に渡る報告書を公表しており、この報告書では政治的な意思決定
の経過や与党が行った連立協議が意思決定に及ぼした影響、オラン
ダの情報機関の役割など、政策の経緯が詳細に記録されている（甲
12）。

オランダのこのような検証結果の公表と比較して、本件文書の分
量はごくわずかで、報告書の分量からしてそれほど詳細な内容が記
載されているとは考えられないにもかかわらず、被告は記載内容を
抽象化し、いかにも同条3号が定めるおそれがあるかのように誇張
しているとしか考えられない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が、「公にしないことを前提とした外務省
内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」とも説明するが、
いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」かの具体的
説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もな
い。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告
主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

このような曖昧かつ抽象的な被告の説明では、5号に該当する
「不当」な「おそれ」がそもそもないか、形式的抽象的なものに止
まるものであって、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明ら
かにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

6号該当性について、被告が主張する「支障」は、「将来的に類似の事案が発生した場合において、我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど」という「我が国の今後の外交交渉事務」への「支障」であるが、この説明は全く抽象的で、名目的なものである。他国が「我が国の今後の対応を推察するための参考とする」ことが「我が国の今後の外交交渉事務」の支障になるというのであれば、少なくとも日本では外交及び安全保障関係における関心事項や考慮事項等を全く公開しないということになるが、実際はそのようなことはない。

例えば、同じく外交及び安全保障に関する問題にあたる尖閣諸島問題については、政府が国家安全保障会議で協議した議題、方針、情報交換の相手方などが新聞報道されている（甲10）。この点については7で前述した。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

このように、被告の「支障」の説明自体、抽象的かつ名目的であり、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

10 「準備書面(2)第3、10」(「武力行使の支持に至るプロセス」に係る不開示部分)について

(1) 記載内容について

被告は、この不開示部分は、「2002年初め以降、我が国が対イラク武力行使支持を表明するに至るまでの外務省の対応、情勢認識、政府内での議論、外交努力等についての具体的な記述」であると説明して、公にすると、「関係国が我が国政府の政策決定・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」等と主張する。

(2) 3号に該当しないこと

しかし、「我が国が対イラク武力行使支持を表明するに至るまでの外務省の対応、情勢認識、政府内での議論、外交努力等についての具体的な記述」は、例えば、「日本の外交努力」(甲9)に、日本政府が行った外交努力が具体的に書かれているし、「55人が語るイラク戦争」の127ページ部分(甲12)にも、対イラク武力行使支持を表明する直前の時期のパウエル米務長官と当時の小泉純一郎首相及び福田康夫官房長官との会談内容が具体的に書かれている。

また、被告は、当該不開示部分に、「関係国高官と我が国政府との間で交わされた具体的なやり取りも含まれて」いることを理由に、公にすると「関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある」とも主張するが、「関係国高官と我が国政府との間で交わされた具体的なやり取り」がおよそ非公開とされるわけではなく、新聞記事(甲10)のように、駐日中国大使と外務省の事務次官との具体的なやり

とりが報道されることもある。3号該当性に関する被告の説明には全く合理的な根拠がなく、外務大臣が公開したい情報は公開し、公開したくない情報は不開示とするだけでは、恣意的な判断をしているに過ぎない。

当該不開示部分もせいぜい数ページ程度しかないこともあわせると、やはり、この部分に関する被告の3号該当性の主張も、書籍に書かれる情報すら3号を理由に非開示となりかねないほどに抽象的なものであって、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠示されたとは到底言えない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」とも説明するが、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」かの具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

このような曖昧かつ抽象的な被告の説明では、5号に該当する「不当」な「おそれ」がそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

6号該当性について、被告が主張する「支障」は、「我が国の今後

の外交交渉事務」への「支障」であるが、この説明は全く抽象的で、名目的なものである。

前述のとおり、「我が国が対イラク武力行使支持を表明するに至るまでの外務省の対応、情勢認識、政府内での議論、外交努力等についての具体的な記述」は、「日本の外交努力」（甲 9）や（「55人が語るイラク戦争」（甲 11）にも具体的に書かれているし、同じく外交及び安全保障に関する問題である尖閣諸島問題については、政府が国家安全保障会議で協議した議題、方針、情報交換の相手方などが新聞報道されている（甲 10）。

これらの情報は、武力行使の支持に至るプロセスに関する情報であつたり、外交・安全保障問題に関する政府の対応・情勢認識、外交努力等についての具体的な情報であるが、これらの情報が公にされたからといって、「我が国の今後の外交交渉事務」に「支障」は生じていない。

つまり、武力行使の支持に至るプロセスに関する情報や、外交・安全保障問題に関する政府の対応・情勢認識、外交努力等についての具体的な情報であるというだけで、6号該当性が認められることはないというべきである。

結局、被告の「支障」の説明自体、抽象的かつ名目的であつて、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

11 「準備書面(2)第3、11」（「米側への働きかけ」に係る不開示部分）について

(1) 記載内容の説明

被告は、当該不開示部分には、「イラク問題に関する我が国から米国側への働きかけの詳細」が記載されていると説明する。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が公になると、日本政府の米国への働きかけの詳細やそれに対する米国の反応に係る我が国の評価が明らかになることから、米国との信頼関係が損なわれる等と述べて、3号に該当すると主張する。

しかし、日本の米国に対する働きかけをおよそ3号で不開示とする必要性はない。実際に、報告書の概要（甲4の2）でも「武力行使の前に外交的手段を尽くすべきであり、国際的連帯が必要であるとの考え方を繰り返し伝達」（2枚目）と米国への働きかけの内容を公表している上、外務省ウェブサイト「日本の外交努力」（甲9）にも米国への働きかけの具体的内容が記載されている。

以上からすれば、米国への働きかけであるからといって、ただちに3号で不開示とすることが是認されるわけではないことは明らかであり、被告は、米国への働きかけのなかでも、そのことを開示することによって特に米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めるに足りる特別の事情があることを説明する必要がある。そのような説明も無い現状では、およそ、3号にいう他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことを、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠に基づいて説明したとは言えない。

また、被告は、米国に対していかなる働きかけを行っていたかを公にすると、「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、・・・当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとな」る旨も主張する。

しかし、米国に対する働きかけは半ページ程度の記載しかなく、検証結果を取りまとめた報告書という位置づけからしても、この記述のみからこのようなおそれがあるとはとても考えられない。被告が本当にこのような他国との交渉上の不利益を被るおそれがあると主張するのであれば、このおそれが絵空事ではないことを、合理的な根拠に基づき説明すべきである。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」とも説明するが、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」かの具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

このような曖昧かつ抽象的な被告の説明では、5号に該当する「不当」な「おそれ」がそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

6号該当性について、被告が主張する「支障」は、「我が国の今後の外交交渉事務」への「支障」であるが、当該不開示部分の情報と重複する内容と思われる「我が国から米国との外交交渉に係る記述」が、外務省ウェブサイト「日本の外交努力」(甲9)にも具体的に記載されており、これによって「我が国の今後の外交交渉事務」に「支障」は生じていない。

上記の外務省ウェブサイトの記載にも当てはまるような6号該当性の説明には全く具体性がなく、抽象的かつ名目的であって、被告は、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

12 「準備書面(2)第3、12」(「米国以外の各国への働きかけ」に係る不開示部分)について

(1) 3号に該当しないこと

被告は、この部分には「我が国が米国以外の関係各国との間で、イラク問題への対応につきどのような外交努力を行ってきたのかに関する経緯・内容の詳細」が記載されており、これは「我が国と米国以外の関係各国との外交交渉に係る記述及びこうした外交交渉の効果に対する評価に係る記述」であるから、公にすると、「関係各国

との信頼関係が損なわれるおそれ」があるとか、「当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と主張する。

しかし、日本がその他の関係国に対し、「イラクによる査察無条件受け入れに向けた新たな安保理決議の採択について累次働きかけを行った」ことは報告書の概要（甲４の２）に記載されており、かつ、外務省ウェブサイト「日本の外交努力」（甲９）には、日本が米国以外の関係国に行った働きかけも含め、具体的事実が記載されている。

とすると、１頁にも満たないこの不開示部分について、これらの公開情報以上にどのくらいイラク問題の対応についての外交努力の経緯や内容が記載されているか、はなはだ疑わしい。加えて、報告書の概要どおりに日本が「イラクによる査察無条件受け入れに向けた新たな安保理決議の採択について累次働きかけ」を行ったとすれば、そのような働きかけは、平和主義を憲法上の原則として掲げる日本政府の外交努力として当然行うべきことであるから、そのことが仮に具体的に記載されていたとしても、その開示によって今後日本が他国との交渉で不利益を被るとは到底考えられない。イラク問題に関する関係各国への働きかけや外交努力に関する経緯や内容自体は、外務省ウェブサイトや「５５人が語るイラク戦争」の『日本の「決断」』部分（甲１１）等でこのように具体的に説明されている。被告の説明は、これらの公表情報をも３号に該当すると主張できるような抽象的なものであって、外務大臣の判断について、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠に基

づいて説明をしたものとは到底認められない。

(2) 5号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」とも説明するが、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」かの具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

このような曖昧かつ抽象的な被告の説明では、5号に該当する「不当」な「おそれ」がそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

(3) 6号に該当しないこと

6号該当性について、被告が主張する「支障」は、「我が国の今後の外交交渉事務」への「支障」であるが、関係各国への働きかけは、外務省ウェブサイト「日本の外交努力」(甲9)にも具体的に記載されているが、これによって「我が国の今後の外交交渉事務」に「支障」は生じていない。

上記の外務省ウェブサイトの記載にも当てはまってしまうような6号該当性の説明には全く具体性がなく、抽象的かつ名目的であって、被告は、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

1 3 「準備書面(2)第3、13」(「武力行使の法的側面」(国際法上の合法性)に係る不開示部分)について

(1) 3号に該当しないこと

被告は、この不開示部分は「米国等による対イラク武力行使についての法的根拠についての我が国と他国との外交交渉に係る記述、及びこうした外交交渉の結果に対する評価に係る記述」であり、公にすることで「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、また、「イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と主張する。

しかし、「武力行使についての法的根拠」という一般的な論理の話をも秘密にすること自体、そもそも考え難い。国際法上の合法性は国連等で公に議論されている内容であり、日本でも、当時の小泉首相は、2003(平成15)年3月18日の記者会見で、「今までの一連の国連決議、昨年11月の1441を初め、678、687、こういう決議において、武力行使の根拠と成り得ると理解しております。」(甲13)と説明している。これは米国が国連で発表したものとほぼ同じ見解であり、この点についての検討内容や各国の外交行為も、外務省調査月報(甲14)で詳細に紹介されている。

また、日本と他国との外交交渉について、外務省ウェブサイト「日本の外交努力」(甲9)で具体的に記載されていることは前述のとおりであり、その結果に対する評価も、当時の政府関係者の説明内容が書籍(甲11)に掲載されていることからわかるように、すでに公にされている内容が多い。

この不開示部分の記載分量は1頁にも満たない程度であり、上記公表資料以上に詳細な情報が記載されているとは考えにくい。結局、被告の説明は抽象的な説明にとどまり、外務大臣の判断について、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠に基づいて説明をしたものとは到底認められない。

(2) 5号に該当しないこと

被告は、この不開示部分が、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」とも説明するが、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」かの具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

このような曖昧かつ抽象的な被告の説明では、5号に該当する「不当」な「おそれ」がそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、実質的な支障が生じる相当の蓋然性を何ら明らかにしていない。

(3) 6号に該当しないこと

6号該当性について、被告が主張する「支障」は、「我が国の今後の外交交渉事務」への「支障」であるが、前述のとおり、そもそも国際法上の合法性は国連等で公に議論されている内容であり、関係各国の見解や外交行為も外務省調査月報（甲14）で詳細に紹介されているが、これによって「我が国の今後の外交交渉事務」に「支障」は生じていない。

むしろ、「対イラク武力行使の法的根拠をめぐる問題」についての検討や関係各国との外交努力は、公にしても全く問題がない性質の情報というべきである。

被告の6号該当性の説明は極めて抽象的かつ名目的であって、「おそれ」につき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

1 4 準備書面(2)第3、1 4（「武力行使の支持の理由」に係る不開示部分）について

(1) 記載内容について

被告は、「我が国による対イラク武力行使支持の理由に係る記述であり、我が国を取り巻く情勢等をも踏まえた具体的な理由が記載されている」と説明する。

しかし、被告の上記説明は、不開示部分にどのような情報が記載されているかについてなんら具体的に特定するものではなく、不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではない。

また、以下で詳述するが、A 4の3分の1頁程度の分量の記載から、被告が縷々主張するような具体的な不利益や支障が生じるおそれは到底想定しえない。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「公にすることにより、我が国政府が対イラク武力行使支持という政策決定を行う上で考慮した諸事項が明らかとなるから、

将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、当該関係国に対し、上記のとおり、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と主張する。

しかし、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」ないし「他国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、当該国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

また、そもそも、ある外交上の問題が生じた場合、日本の今後の対応等については、従前の日本の対応、日本が世界情勢で占める地位、友好関係にある各国の動きや日本との関係性の深浅等から一定程度予測が可能なものであるが、日本が有している情報の多寡やその内容等によって、日本の今後の対応等は異なるものであるから、被告の主張するように、今後の対応等を「正確に」予測することは不可能ないし著しく困難である。

さらに、外交上の問題において、他国の利益となることと、日本の不利益になることとの間に相関関係は存在しない（すなわち、他国と日本との利益が共通することは当然想定しうることである。）。そもそも外交上の問題に関する交渉においては、自国を利する望ま

しい結果を得ることを目的として交渉することは当然の前提であり、日本においてもこのことは当然の前提として、外交上の交渉に臨み、意思決定を行うのであるから、他国との交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性はなんらない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条3号に該当するおそれがそもそもないか、極めて抽象的であって、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠は全く示されていない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも、本件文書1について、「公にしないことを前提と」とされていたと認めるに足りる証拠はなんらない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。また、被告は、「報告の主なポイント」（甲4の2）として、本件文書1の主なポイントについて外務省のウェブサイト上で公開している。このことからすれば、「公にしないことを前提としていなかった」部分が存在することは明白であるから、本件文書1について公にしないことを前提としていたとの主張は、『報告の主なポイント』については公にするが、その余の部分については公にしないこと」が前提とされていたとの

事実を裏付ける立証がなされない限り、成り立ちえないものである。

また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のも（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）を意味するが、被告はこの点について、なんら具体的な主張をしていない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のも（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとは言えない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「公にされることにより、我が国政府が対イラク武力行使支持という政策決定を行う上で考慮した諸事項が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考として用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。

また、そもそも、被告の主張は、「これらの情報を我が国の今後の

対応を推察するための参考として用いる」主体について明らかにしておらず、「外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす」具体的な蓋然性についてはなんら主張立証できていないも同然である。

このように、被告は、5条6号に関して、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、なんら主張立証していない。

15 「準備書面(2)第3、15」(「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」に係る不開示部分)について

(1) 記載内容について

被告は、「イラク問題をめぐる我が国の対応に関し、国民への説明責任を果たすとの観点から外務省内で行われた検討、及び広報活動、国会議員への説明等の具体的な取組について、その効果等を含めた詳細な検証結果が記載されている」と説明する。

しかし、被告の上記説明は、不開示部分にどのような情報が記載されているかについてなんら具体的に特定するものではなく、不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではない。

なお、「報告の主なポイント」(甲4の2)の4枚目においては、「本件に対する国民の理解を得るための広報の重要性は早くから認識されており、また、ウェブサイトを含め種々の努力が払われてきた」などと公表されているのであるから、全て不開示とする合理的理由は見いだせない。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「公にすることにより、イラク問題に係る広報や国会議員等への説明を行うに当たって外務省が重視していた事項等が明らかとなり、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国政府の対応を推察する手がかりとしたり、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上の不利益を被るおそれがある。また、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が我が国の対応を妨害すべく我が国国内世論工作等を行う上での参考として用いることが可能となることから、我が国の安全が害されるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも「国民への広報」の内容はすでに公開されている情報であるから、これを開示しない合理性は全くないし、「国会議員等への説明」については、国会議員は全国民を代表する選挙された議員（憲法43条）であるから、どのような情報の提供（説明）を受け、その結果、適正に国会における議論がなされたかという点は、国民に広く公開して議論されるべき極めて重要な事実であり、これを開示しないことは著しく不相当である。

次に、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。

また、そもそも、ある外交上の問題が生じたとして、日本の今後の対応等については、従前の日本の対応、日本が世界情勢で占める

地位、友好関係にある各国の動きや日本との関係性の深浅等から一定程度予測が可能なものであるから、「我が国の今後の対応を推察するための手がかり」程度の利用をされたところで、「交渉上の不利益を被る」具体的な蓋然性はなんらない。なお、被告は、この手がかりとして利用する主体につき、「関係国」と主張するが、なんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

さらに、外交上の問題において、他国の利益となることと、日本の不利益になることとの間に相関関係は存在しない（すなわち、他国と日本との利益が共通することは当然想定しうることである。）。そもそも外交上の問題に関する交渉においては、自国を利する望ましい結果を得ることを目的として交渉することは当然の前提であり、日本においてもこのことは当然の前提として、外交上の交渉に臨み、意思決定を行うのであるから、国民への広報や国会議員等への説明を活用される程度では、他国との交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性はなんらない。

最後に、被告の主張する安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国についてはなんら具体的に特定されておらず、その国が日本で国内世論工作等を行う具体的な蓋然性が認められる余地はないし、仮にこの点を措いたとしても、日本政府が適切に情報を公開・開示することによって国民の理解を得て、適切な世論を形成することは十分に可能であり、「国の安全が害される」具体的な蓋然性はなんらない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条3号に該当するおそれがそもそもないか、極めて抽象的であって、行政機関

の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠は全く示されていない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも、本件文書1について、「公にしないことを前提と」とされていたと認めるに足りる証拠はなんら無い。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。

さらに、上記(1)で具体的に指摘したとおり、被告は、「報告の主なポイント」(甲4の2)として、本件文書1の主なポイントについて外務省のウェブサイト上で公開しているから、前記14(3)で述べた批判が同様に妥当する。

また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの(開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合)を意味するが、被告はこの点について、なんら具体的な主張をしていない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに

止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のも（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとは言えない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「公にされることにより、イラク問題をめぐる我が国の検討の視点や関心の対象等が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の対応を推察する手がかりとするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。

また、そもそも、被告の主張は、「我が国政府の対応を推察する手がかりとする」主体について明らかにしておらず、「外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす」具体的な蓋然性についてはなんら主張立証できていないも同然である。

このように、被告は、5条6号に関して、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、なんら主張立証していない。

16 準備書面(2)第3、16（「情報収集・分析」に係る不開示部分）
について

(1) 記載内容について

被告は、「外務省の情報収集・分析の検証から導き出された教訓と今後の取組についての記述であり、情報源や情報収集能力、情報分析について改善すべき点、収集・分析した情報の効果的活用のための改善策等について具体的に記載されている」と説明する。

しかし、被告の上記説明は、不開示部分にどのような情報が記載されているかについてなんら具体的に特定するものではなく、不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではない。

なお、この項目については、A 4 の 1 頁足らずの分量であるところ、「報告の主なポイント」（甲 4 の 2）の 3 枚目から 4 枚目にかけて、（ア）ないし（ウ）として、A 4 の 2 分の 1 頁程度の分量に渡って具体的にポイントを公表しているのであるから、本件文書 1 のこの項目のおおよその内容は、「報告の主なポイント」において既に公表されていると解するのが自然であり、本件文書 1 のこの項目について、全て不開示とする合理的な理由は全く見いだせないのであり、被告は、すでに公にされている箇所を区分して、少なくともその部分はすぐに開示すべきである。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等が明らかとなるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある」と主張する。

しかし、被告の主張は、「何らかの問題で緊張関係に立つ関係国」

と極めて抽象的な主張にとどまっており、どのような国との、どのような交渉において、どのような不利益が生じ得るのかについて何ら具体的な主張ができないことを自認したも同然である。それゆえ、被告は、「交渉上不利益を被るおそれ」や「安全が害されるおそれ」について、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示したとは到底言えない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも、本件文書1について、「公にしないことを前提と」とされていたと認めるに足りる証拠はなんらない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。さらに、上記(1)で具体的に指摘したとおり、被告は、「報告の主なポイント」(甲4の2)として、本件文書1の主なポイントについて外務省のウェブサイト上で公開しているから、前記14(3)で述べた批判が同様に妥当する。

また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの(開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合)を意味するが、

被告はこの点について、なんら具体的な主張をしていない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のも（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとは言えない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「公にされることにより、外務省の情報収集源及び今後情報源として活用すべき関係先が明らかになるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある。このことは、我が国の外交事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となるものである。また、当該情報を公にすると、今後、かかる情報収集源等からの協力を得られなくなるおそれがあり、我が国政府の情報収集事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、被告の主張は、「何らかの問題で緊張関係に立つ関係国」と極めて抽象的な主張にとどまっており、どのような国との、どのような交渉において、どのような不利益が生じ得るのかについて何ら具体的な主張をするものではなく、「交渉上不利益を被るおそれ」や「外交事務の適正な遂行に支障が生じるおそれ」の具体的な蓋然性が認められる余地はない。

また、「報告の主なポイント」（甲4の2）の4枚目で、「当時の情報源のほとんどが各国政府及び国際機関関係者であったと見受けら

れることに鑑み、国内外の専門家の意見や分析を一層活用する」と、自ら、情報収集源や今後情報源として活用すべき関係先を明らかにしているのであるから、本件文書1を公表したとしても、「情報収集事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の具体的な蓋然性はない。

なお、情報源そのものを明らかにすることと、当該情報源から得た情報の内容を明らかにすることは全く別問題であるから、当然ながら、これらを開示したことによって生じ得る不利益ないし支障も異なるものである。しかしながら、被告は、これらを峻別することなく、一律不開示としており、その決定は明らかに合理性を欠いていると言わざるを得ないことも指摘しておく。

このように、被告は、5条6号に関して、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、なんら主張立証していない。

1 7 「準備書面(2)第3、1 7（「政策決定・実施」に係る不開示部分）について

(1) 記載内容について

被告は、「対イラク武力行使支持という政策決定・実施に関する記述であり、当時の外務省と関係省庁等との連携・調整状況、それが意思決定の上で果たした役割、我が国と関係各国との連携状況及びその外交的効果、外務省の政策決定過程に関する今後の教訓等記載されている」と説明する。

しかし、被告の上記説明は、不開示部分にどのような情報が記載

されているかについてなんら具体的に特定するものではなく、不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではない。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「公にすることにより、我が国の政策検討の手法及び政策検討上の関心事項が明らかとなる上、対イラク武力行使の問題に係る政策検討・意思決定における問題点及びそれに対する改善策についても明らかとなることから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。また、当該不開示部分に係る情報には、対イラク武力行使をめぐり実際に行われた関係各国との連携状況及びそれに対する外交的効果（他国の対応への言及も含む）も記載されており、公にすることにより、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても

「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」及び「イラク〔…〕の周辺国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る

具体的な蓋然性が認められる余地はない。「イラク」との関係での交渉上の不利益についても、イラクの過去の実際の言動に照らして、不開示部分の情報が開示された場合に将来どのような主張を日本に対して行ってくるかについても、なんら具体的な主張がなされていない。

また、そもそも、ある外交上の問題が生じた場合、日本の今後の対応等については、従前の日本の対応、日本が世界情勢で占める地位、友好関係にある各国の動きや日本との関係性の深浅等から一定程度予測が可能なものであるが、日本が有している情報の多寡やその内容等によって、日本の今後の対応等は異なるものであるから、被告の主張するように、今後の対応等を「正確に」予測することは不可能ないし著しく困難である。

さらに、日本の関係各国との連携状況等については、「報告の主なポイント」のなかで、「＜我が国の外交努力＞」（甲4の2・1～2枚目）として公表されていることに加え、少なくともオランダはイラク戦争への政治的支持に至るプロセスについて、調査委員会を組織し、調査結果として551頁に渡る報告書を公表しており、この報告書では政治的な意思決定の経過や与党が行った連立協議が意思決定に及ぼした影響、オランダの情報機関の役割など、政策の経緯が詳細に公表しているのであるから（甲12）、日本がこれを開示したからといって、「関係各国との信頼関係が損なわれる」具体的な蓋然性はなんらない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条3号に該当するおそれがそもそもないか、極めて抽象的であって、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限

り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠を示したとは到底言えない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも、本件文書1について、「公にしないことを前提と」とされていたと認めるに足りる証拠はなんら無い。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。さらに、上記(1)で具体的に指摘したとおり、被告は、「報告の主なポイント」(甲4の2)として、本件文書1の主なポイントについて外務省のウェブサイト上で公開しているから、前記14(3)で述べた批判が同様に妥当する。

また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの(開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合)を意味するが、被告はこの点について、なんら具体的な主張をしていない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえ

ない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとは言えない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「公にされることにより、我が国の政策検討の手法及び政策検討上の関心事項が明らかになる上、対イラク武力行使の問題にかかる政策検討・意思決定における問題点及びそれに対する改善策についても明らかとなることから、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項等を具体的に推察することが可能となり、他国がこれらを我が国の今後の対応を推察するための参考資料として用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「他国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本の今後の外交交渉事務に支障をきたす具体的な蓋然性が認められる余地はない。

このように、被告は、5条6号に関して、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、なんら主張立証していない。

分) について

(1) 記載内容について

被告は、「外務省が実施してきたイラク問題に関する各種広報活動及び国会議員等への説明に関する、その効果も含めた検証結果、今後に向けた改善点等についての提言等が記載されている」と説明する。

しかし、被告の上記説明は、不開示部分にどのような情報が記載されているかについてなんら具体的に特定するものではなく、不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではない。

なお、「報告の主なポイント」(甲4の2)の4枚目においては、「本件に対する国民の理解を得るための広報の重要性は早くから認識されており、また、ウェブサイトを含め種々の努力が払われてきた」などと公表されているのであるから、全て不開示とする合理的理由は見いだせない。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「公にすることにより、イラク問題に関する広報や国会議員等への説明を行うに当たって外務省が重視していた事項が明らかとなることから、将来的に同種の問題が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が対イラク武力行使に関して我が国政府が重視していた事項を参考として用いることによって、我が国が採る対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国と

の間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。また、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が我が国の対応を妨害すべく我が国国内世論工作等を行う上での参考として用いることが可能となることから、我が国の安全が害されるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも「国民への広報」の内容はすでに公開されている情報であるから、これを開示しない合理性は全くないし、「国会議員等への説明」については、国会議員は全国民を代表する選挙された議員（憲法43条）であるから、どのような情報の提供（説明）を受け、その結果、適正に国会における議論がなされたかという点は、国民に広く公開して議論されるべき極めて重要な事実であり、これを開示しないことは著しく不相当である。

次に、将来的に類似の同種の問題が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「同種の問題」がなにを指すのかが全く不明確である。「関係国」及び「イラク〔…〕の周辺国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、当該国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。「イラク」との関係での交渉上の不利益についても、イラクの過去の実際の言動に照らして、不開示部分の情報が開示された場合に将来どのような主張を我が国に対して行ってくるかについても、なんら具体的な主張がなされていない。

また、そもそも、ある外交上の問題が生じた場合、日本の今後の対応等については、従前の日本の対応、日本が世界情勢で占める地

位、友好関係にある各国の動きや日本との関係性の深浅等から一定程度予測が可能なものであるが、日本が有している情報の多寡やその内容等によって、日本の今後の対応等は異なるものであるから、被告の主張するように、今後の対応等を「正確に」予測することは不可能ないし著しく困難である。

さらに、外交上の問題において、他国の利益となることと、日本の不利益になることとの間に相関関係は存在しない（すなわち、他国と日本との利益が共通することは当然想定しうることである。）。そもそも外交上の問題に関する交渉においては、自国を利する望ましい結果を得ることを目的として交渉することは当然の前提であり、日本においてもこのことは当然の前提として、外交上の交渉に臨み、意思決定を行うのであるから、国民への広報や国会議員等への説明を活用される程度では、他国との交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性はなんらない。

最後に、被告の主張する安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国についてはなんら具体的に特定されておらず、その国が日本で国内世論工作等を行う具体的な蓋然性が認められる余地はないし、仮にこの点を措いたとしても、日本政府が適切に情報を公開・開示することによって国民の理解を得て、適切な世論を形成することは十分に可能であり、「国の安全が害される」具体的な蓋然性は何らない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条3号に該当するおそれがそもそもないか、極めて抽象的であって、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益

が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠を示したと
は到底言えない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも、本件文書1について、「公にしないことを前提と」とされていたと認めるに足りる証拠はなんら無い。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。さらに、上記(1)で具体的に指摘したとおり、被告は、「報告の主なポイント」(甲4の2)として、本件文書1の主なポイントについて外務省のウェブサイト上で公開しているから、前記14(3)で述べた批判と同様に批判が妥当する。

また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの(開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合)を意味するが、被告はこの点について、なんら具体的な主張をしていない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの(開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示

とすることに合理性が認められる場合)であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとは言えない。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「公にされることにより、イラク問題をめぐる我が国の関心の対象、政策決定に当たり重視していた事項等が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の対応を推察する手がかりとしたり、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ関係国が我が国の対応を推察するための参考として用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、そもそも、被告の主張は、「我が国政府の対応を推察する手がかりとする」主体について明らかにしておらず、「外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす」具体的な蓋然性についてはなんら主張立証できていないも同然である。

さらに、被告の主張は、「安全保障その他の問題で緊張関係に立つ関係国」と極めて抽象的な主張にとどまっており、どのような国との、どのような交渉において、どのような不利益が生じ得るのかについて何ら具体的な主張ができないことを自認したも同然であり、「今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれ」の具体的な蓋然性が認められる余地は全くない。

このように、被告は、5条6号に関して、実質的、具体的に当該

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、なんら主張立証していない。

19 「準備書面(2)第3、19（参考資料2（検証チーム名簿）に係る不開示部分）について

(1) 記載内容について

被告は、「検証チーム構成員のうち、全体統括者を除く構成員の氏名及び当時の肩書が記載されている」と説明する。

(2) 5号に該当しないこと

被告は、「本件文書1は、非公開を前提に作成されたものであるから、当然のことながら、検証チームの構成員についても非公開を前提として本件検証及びその報告がされたものである。対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、我が国の検証チームの構成員の氏名等が記載された当該不開示部分に係る情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等から構成員に対して不当な働きかけが行われるおそれがあるほか、今後、何らかの検証等を行う場合において、いずれは構成員の氏名等が公開されることを想定せざるを得なくなる結果、構成員から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも、本件文書1について、「非公開を前提に作成さ

れたものである」と認めるに足りる証拠はなんら無い。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、上記1で主張した批判が妥当する。被告は、「報告の主なポイント」（甲4の2）として、本件文書1の主なポイントについて外務省のウェブサイト上で公開しているから前記14(3)で述べた批判と同様の批判が妥当する。

また、参考資料2（検証チーム名簿）において、被告は、「在アメリカ合衆国大使館特命全権公使」の「石川和秀」の氏名を公開している。被告の主張に則してみれば、同氏に対しても不当な働きかけが行われるおそれがあるというべきであるから、同氏の氏名のみを公開することの合理的理由は説明しえない。結局のところ、被告の主張はなんら具体的な蓋然性に基づくものではないことは明白である。

さらに、構成員のうち、誰がどのような意見を述べたのかについて具体的に明らかにされることがなければ、被告の主張するような弊害は生じない。そもそも氏名を公開されるのであれば職務であっても忌憚のない意見を述べない公務員など想定することはできず、むしろそのような事態が生じるとすればそれ自体が問題視されるべきであるから、被告の主張は杞憂に過ぎない。

そして、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）を意味するが、被告はこの点について、なんら具体的な主張をしていない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条5号に該

当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のも（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとは言えない。

(3) 6号に該当しないこと

被告は、「検証チームの構成員が特定される情報内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、構成員から外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる」と主張する。

しかし、これも上記(2)同様、構成員のうち、誰がどのような意見を述べたのかについて具体的に明らかにされることがなければ、被告の主張するような弊害は生じえない。また、そもそも氏名を公開されるのであれば職務であっても忌憚のない意見を述べない公務員など想定することはできず、むしろそのような事態が生じるとすればそれ自体が問題視されるべきである。被告の主張は杞憂に過ぎず、「多大な支障が生ずる」具体的な蓋然性はなんらない。

このように、被告は、5条6号に関して、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、なんら主張立証していない。

以上